

番 号 : 150095

国 名 : ネパール

担当部署 : ネパール事務所

案件名 : 国づくり支援 : 開発と成長戦略 第2フェーズ (ガバナンス/政策対話アドバイザー)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : ガバナンス/政策対話アドバイザー業務

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2015年5月上旬から2016年12月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.6M/M、現地 14.7M/M、合計 15.3M/M

(3) 業務日数 :

準備期間	第一次派遣	国内作業	第二次派遣	国内作業	第三次派遣
2	88	2	89	2	89
国内作業	第四次派遣	国内作業	第五次派遣	整理期間	
2	88	2	87	2	

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 4月1日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

① 業務実施の基本方針 18点

② 業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

① 類似業務の経験 40点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③ 語学力 16点

④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	ガバナンス及び政策対話に係る各種業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし
(2) 必要予防接種： 特になし

6. 業務の背景

ネパールは1996年から内戦状態にあったが、2006年11月のネパール政府とマオイストとの包括的和平協定の合意後、2007年1月の暫定憲法成立、2008年4月の制憲議会選挙実施、同年5月の王制から連邦民主共和制への移行等、民主化及び和平プロセスが進展している。その後、連邦制の在り方に関する議論に決着がつかないまま2012年5月に制憲議会が解散する等政治的混乱が続いていたが、2013年11月には第2回制憲議会選挙が大きな混乱もなく実施された。他方で、地方選挙は1997年以降実施されておらず、未だ地方議会が存在しない状況となっている。

こうした状況下において、新しいネパールの国づくりに対する人々の期待は高まっており、ネパール政府は早期の憲法制定を目指し、制憲議会での議論を行ってきた。その議論の結果としての憲法制定への道筋がなかなか見えない中、ネパールの多様性を反映した国づくりにおいて適切な連邦制の在り方を見出し、また連邦制を確立していくためには、アイデンティティのための政治（identity politics）から成長のための政治（growth politics）への変容の重要性がますます高まっている。

これに対しJICAは、持続可能な経済成長と多様性を尊重した国づくりを支援すべく、2009年より国別研修「制憲議会支援」を開始し、開発政策・成長戦略策定のための政策協議や連邦制に関するワークショップ等を実施した。そして、2013年からは本案件「ネパール国づくり支援：開発と成長戦略 第二フェーズ」として、第一回ネパール経済サミット開催を支援する等、転換期にあるネパールの国づくりに対し継続的且つ発展的な進展を志向する支援を行っている。これまで経済を専門とするJICA客員専門員を含む調査団の派遣により、極めて高度な政策提言を、大統領、首相、国家計画委員会（National Planning Commission:以降「NPC」と略す。NPCは本件のC/P機関。国家開発計画及び開発政策策定を担う諮問機関であり、同時に、開発計画、政策、プログラム/プロジェクトの進捗状況と達成状況をモニタリング・評価する中央官庁である。組織的には各省庁の上位に位置し、同委員会議長は首相が兼任し、副委員長が実務的なトップを務める）副議長、財務大臣、投資庁長官、ネパール商工会議所会長、政党党首等とのハイレベルな政策対話を通じて実施してきた。

一方で、調査団の都度の提言に対し、ネパール側のフィードバックを得てより具体的かつ継続的な対応策に結び付ける点については、これまでの調査団派遣のみでは十分な対応が難しかった。そのため、今後はJICA客員専門員の他に公共財政/財政分権化政策アドバイザー及び成長戦略/開発政策アドバイザー（共に別途公示）をNPCに派遣することにより継続的かつ定期的な政策対話の実現を目指すこととなった。そのためには、JICA客員専門員及び両アドバイザーからの高度な提言を現在のネパールの文脈に当てはめて、どのように具現化していくかの検討・検証をより迅速かつ的確に実施することが肝要となってくる。

かかる背景を踏まえ、ガバナンス/政策対話アドバイザーは、ネパールの新たな国づくりにおいて不可欠なガバナンス・セクター全体を俯瞰しながら、JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーの提言を受け、ネパール政府や各方面の関係者による政策決定に結び付けるべく、様々なステークホルダーと提案を具現化する方策を検討しつつ、同セクターのシステムやアクター（政府、開発パートナー、その他）を分析した上で、JICAネパール事務所の今後の同セクターに対する貢献の方向性の青写真を策定・提案することを目的として派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務は、以下に示す「ネパール国づくり支援：開発と成長戦略 第2フェーズ」が規定する【活

動1～8】に係り、【活動1】に関しては、本アドバイザーが中心となって、NPCに対して働きかけ、【活動2～7】に関しては、それぞれの活動を主導するJICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーの進捗状況を把握し、必要に応じてネパール側との調整を行い、またJICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーの提言等を取りまとめ、【活動8】については、本アドバイザー独自の活動として、情報を収集・分析し、成果を報告書にまとめることを目的とする。

- 【活動1】 現行の国家開発計画（暫定3か年計画）をレビューの上で、同開発計画を策定するNPCに対する、次期計画等の策定に関する助言
- 【活動2】 連邦経済制にかかるシミュレーションの実施と結果の共有
- 【活動3】 ネパール経済サミット開催支援
- 【活動4】 ネパールへの投資受け入れに関する法整備発展のための啓蒙に係る助言
- 【活動5】 マレーシア、ラオス、インドネシア等の新興国や日本の経済発展の経験の共有
- 【活動6】 メディアを活用した持続可能な経済発展の方策に関する活動のPR
- 【活動7】 持続可能な経済発展の方策を議論するセミナーやワークショップ、タウンミーティングの開催
- 【活動8】 ネパールのガバナンス体系の全体（開発パートナー等の主要なアクター含む）分析を踏まえての、同国ガバナンス・セクターに対するJICAの貢献の更なる整合性、相乗効果と可視化に係る助言

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2015年5月上旬）

- ① ネパール国政府文書、既存のJICA報告書、開発パートナー作成の報告書等をレビューし、同国ガバナンス・セクターの現状と課題およびこれまで我が国が実施してきた協力の概要を把握する。
- ② ①を踏まえて、業務の全体期間についてワークプラン（英文）を作成し、JICAネパール事務所及び南アジア部へ提出するとともに、業務計画の確認を行う。

（2）現地派遣期間（2015年5月上旬～8月上旬、2015年9月上旬～12月上旬、2016年1月上旬～4月上旬、2016年5月上旬～8月中旬、2016年9月上旬～11月下旬）

- ① 現地業務開始時にJICAネパール事務所及びNPCにワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
- ② 前述のとおり、本件が規定する活動1～8に関して、以下の観点から業務を遂行する。

【活動1】

- ア 現行の国家開発計画（暫定3か年計画）をレビューする。
- イ NPC関連部署への聞き取りを中心に情報収集を行い、ネパール政府が志向する国レベルのガバナンスについての分析を行う。
- ウ 次期開発計画等の策定に関して、必要な助言を行う。

【活動2～活動7】

- ア 「ネパール国づくり支援」開始時に遡り、これまでの日本側の投入（国別研修「制憲議会支援」、第一回ネパール経済サミット開催支援、調査団によるハイレベル政策対話等）に対するネパール側のフィードバックを取りまとめ、ネパール側の優先順位や対応可能性の観点から、今後JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーが注力に値する分野・アジェンダを抽出した上で、JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーの次派遣準備に係る支援を行う。
- イ 必要に応じて、JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザー、ならびに本件関連業務に従事する国内コンサルタントの業務管理

を行うJICAネパール事務所に対し助言及び支援する。

- ウ JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーが現地業務を通じて発するメッセージや提言をNPCと共有し、また同メッセージや提言がどのようにNPCを含むネパール側に評価されているかを把握し、分析する。
- エ ウで分析した内容を踏まえ、JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーの次派遣までに調整すべきことを検討し、JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーに共有した上で、その間のネパール国内の作業の進捗を監理する。
- オ 現地派遣中の他分野長期専門家と情報交換を行い、JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーに対し、ネパールにおける投資環境整備、電力に関する情報の共有を適宜行う。
- カ ア～オの流れを基に、JICAネパール事務所が今後ネパールの国づくり支援という枠組みで、どのような発展的な支援を行うべきかについて、提案にまとめる。

【活動8】

- ア NPCをカウンターパートとする日常業務、および、ネパールのローカルガバナンス分野の国家プログラムであるLocal Governance and Community Development Program II (LGCDP II) の中でJICAが関与するアウトプット会合やその他の開発パートナー会合、ならびにJICAの関連プロジェクトの合同調整委員会(JCC)などの機会を通じて、ネパールのガバナンス体系とJICAの同分野の活動の全体を把握する。同時に、機会を捉えてJICAの同分野の支援について発信する。
- イ アで得た情報を基に、(開発パートナー等の主要なアクターを含む)関係者/機関の分析を行う。
- ウ イで分析した結果を基に、ネパール・ガバナンス・セクターに対するJICAの貢献の更なる整合性、相乗効果と可視化に係る助言を行い、その内容を報告書にまとめる。

③現地業務結果報告書(英文)を作成し、NPC及びJICAネパール事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年11月下旬)

①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICAネパール事務所に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(英文3部:ネパール事務所、南アジア部、NPC)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(英文3部:ネパール事務所、南アジア部、NPC)

記載項目は以下のとおり。各派遣終了後にそれぞれ提出する。

①業務の具体的内容

- ・ NPCへの助言
- ・ JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーの提言の具現化の検討及び促進
- ・ ガバナンス・セクターにかかる助言

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部:ネパール事務所、南アジア部)

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的内容

- ・ NPCへの助言
- ・ JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザー

- ザーの提言の具現化の検討及び促進
- ・ガバナンス・セクターにかかる助言
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④その他

体裁は簡易製本とし、電子データ（ワード、エクセル、パワーポイント等の電子ファイル含む）を併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 直接人件費単価について

本案件は2015年4月以降の契約締結を予定しているため、人件費については2015年度単価を適用の上、見積書を作成してください。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇄カトマンズを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年5月上旬～2016年11月下旬を予定していますが、各派遣期間についてはある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本アドバイザーは、JICA客員専門員及び以下アドバイザーと協力して業務を実施することを想定しています。

ア) 公共政策/財政分権化政策アドバイザー（別途公示）

イ) 成長戦略/開発政策アドバイザー（別途公示）

③ 便宜供与内容

JICAネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

無し

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市街地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

無し

オ) 現地日程のアレンジ

無し（但し、JICA客員専門員、公共財政/財政分権化政策アドバイザー、成長戦略/開発政策アドバイザーの現地業務の際には、必要によりネパール事務所がアレンジすることがあります。）

カ) 執務スペースの提供

本アドバイザーの現地派遣期間中の執務場所として、JICA事務所内ならびにC/P機関内に執務室を確保することを予定しています。

(2) 参考資料

①本業務に関する情報がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ 歴史的転換期を迎えたネパールの国づくりを支援
http://www.jica.go.jp/topics/2009/20100326_03.html
- ・ 新しい国づくりに取り組むネパールー憲法制定を目前に控えて
http://www.jica.go.jp/topics/scene/20120522_01.html

②本業務に関する以下資料は、JICA南アジア部南アジア第四課（tel：03-5226-8695）にて配布可能です。

- ・ A dialogue program on Nepal State Building Development and Growth Strategy (March 2009)
- ・ A dialogue program on Nepal State Building Development and Growth Strategy (March 2010)
- ・ A follow up dialogue program on Nepal State Building Development and Growth Strategy (March 2011)
- ・ Nepal:Simulatino on Fiscal Federalism (A simulation Exercise on the Financial Sustainability of the Proposed State Structuring as proposed by NC, UML, Maoist and Terai Morcha) (March 2012)
- ・ ネパール・ミッション帰国報告：ネパール国づくり支援フェーズ2（2015年1月）

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ネパール国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAネパール事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上